

令和3年

第5回 農業委員会総会（月例会）議案

令和3年5月7日

前橋市農業委員会

令和3年 第5回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和3年5月7日午後1時58分
- ・閉会日時 令和3年5月7日午後3時31分
- ・開催場所 JA前橋市本所2階大会議室

・出席委員（24人）

1番 松田 智之	2番 小池 真澄	3番 須賀 民雄	4番 平野 豊一
5番 阿久津 昌枝	6番 井田 健	7番 坂本 忠	8番 横室 辰雄
9番 関 けい子	10番 伊能 良雄	11番 齋藤 禎	12番 下田 将文
13番 矢端 晴美	14番 奥野 和子	15番 松島 敏男	16番 星野 和幸
17番 小堀 清	18番 関根 由彦	19番 澁澤 聖一	20番 青木 朱美
21番 深町 富士雄	22番 須田 一男	23番 石村 利夫	24番 江原 弘

・事務局出席者

事務局長 鵜野 明広	副参事 片貝 早苗	係長 深澤 直純	副主幹 佐藤 信一
副主幹 福田 邦夫	主任 井上 一則	主事 森田 悠紀	

・付議事件

- (1) 議案第26号 農地法の規定による許可の取消しについて（3条）
- (2) 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (4) 議案第29号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (5) 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (6) 議案第31号 競売農地の買受適格証明願について（耕作目的）
- (5) 議案第32号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- (5) 農地法転用等の意見聴取の結果について

事務局長  
深町会長  
事務局長

それでは、令和3年第5回農業委員会総会を開催いたします。  
開会に先立ちまして、深町会長よりご挨拶をお願いいたします。

◇（挨拶）

続きまして、本日の出席状況について報告いたします。  
本日は在任委員24名、全員のご出席をいただいております。したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。  
ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、深町会長よりお願いいたします。

議 長

《深町会長、議長に就任》

それでは、令和3年第5回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。3番須賀 民雄委員、4番 平野 豊一委員をお願いいたします。  
それでは、早速、議事に入ります。  
議案第26号 農地法の規定による許可の取消し3条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。

佐藤副主幹  
議 長

◇（議案書・順次、整理番号、取消理由等を朗読、説明）

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

議 長

◇（意見、質問等なし）

ないようですので、採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長

◇（挙 手）

全員賛成でありますので、議案第26号 農地法の規定による許可の取消し3条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定します。  
次に、議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から14番までの審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。

佐藤副主幹

◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明）

以上、整理番号1番から4番、8番から14番までの申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件には該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

なお、整理番号1番、10番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いいたします。

14番委員  
(2班班長)

それでは報告いたします。  
整理番号3条の1番。現地面接調査案内図1ページから21ページをご覧ください。申請地は2か所あります。1筆目はJA前橋市荒砥支所から、北西約530mに位置し、残り3筆は市立粕川中学校より南へ約540mに位置する農用地区域内農地です。面接には譲受人本人が来られました。申請人は25年ほど前から農業を行っています。手続きをせず、土地を借りているので、今回、正式に手続きをして、営農の継続を希望しています。申請する農地は、きれいに管理されていまして。今回、借受け、ネギ、モロヘイヤ、シソの作付けをしたいとのこと。住まいは桐生市新里町ですが、作業場が込皆戸にあり、通作時間も5～10分とのこと。出荷先は市場、直売所で、今後の規模拡大も予定しています。調査班としては本人の営農意欲も認められ、計画等整合性もあることから許可相当と判断しました。  
続きまして、整理番号3条の10番。現地案内図22ページから43ページをご覧ください。申請地は前橋市荻窪公園から、南西約450mに位置しています。面接には譲受人本人と行政書士の方が来られました。以前より果実のハウス栽培に興味を持ち、親戚のい

る沖縄へ定期的にマンゴー栽培の研修に行っており、現在にいたります。申請事由は3年前より自己所有地にハウスを作り、試験的に栽培を始めたところ、近年、成果を得ることができるようになってきたから、とのこと。申請地は耕作放棄地となっておりますが、1か所は開墾し整地されており、ここに温室をつくり、マンゴー、島バナナ、パパイヤ、パッションフルーツ、ドラゴンフルーツ等、今、自宅にある果実苗を育て、販売、ゆくゆくは加工もする予定であるとのこと。果実専用のハウス、太陽光導入も検討するなど経費を抑える計画などから、調査班としては、本人の営農意欲もあり、今後の計画等、確実性、実効性もあることから許可相当と判断しました。

議 長 それでは、事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

◇（意見、質問等なし）

議 長 ないようですので、採決をしたいと思います。

1 5 番委員 よろしいですか。

議 長 はい。

1 5 番委員 3条の10番の営農計画書の農業経営収支を見ますと、1年目が赤字、2年目と3年目の所得が少ないのですが、他に何か仕事をしているのですか。この収入では生活が成り立たないと思うのですが、聞いてもらいましたか。

1 4 番委員 (2班班長) 本人は産業廃棄物業者で、その仕事をしていました。今は後継者に譲って、3年前から自宅で果実を作り始めたということです。本人も最初の数年間の収入がないということは言うておりましたが、問題はないようです。

1 5 番委員 分かりました。販売先については知っていますが、こういったかたちのマンゴー、ドラゴンフルーツ、パッションフルーツをこれからやっていこうという人ですから、私の今までの経験、感覚からいくと、販売を商店にお願いするよりも、自分で道を切り開いて、売っていくという努力を是非、見たいと思いますね。そういった話は今回は出なかったのですか。

1 4 番委員 あえてそういった話は出ませんでした。

(2班班長)

1 5 番委員 成功を期待したいですね。以上です。

議 長 他の方、何かございますか。

事業をしていた方ですから、そのあたりのノウハウは持っていると思うので、期待したいですね。

なければ、採決をしたいと思います。整理番号5番から7番は5条申請と関連があるため、後に5条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号1番から4番、8番から14番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号5番から7番は5条申請と関連があるため、後に5条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号1番から4番、8番から14番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から4番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

井上主任 ◇（議案書・順次、整理番号、転用目的、備考等を朗読、説明）

以上、整理番号1番から4番の申請については、農地法第4条第6項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 なお、整理番号3番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いいたします。

1 4 番委員 それでは、整理番号4条の3番。現地案内図44ページから52ページをご覧ください。

(2 班班長) 申請地は、前橋市五代工業団地から西約 400m にある農用区域内の農地です。面接には申請人と行政書士の方が来られました。現在ある鶏舎の南東の農地に、鶏卵選別施設を建設したいとのこと。規模拡大に伴い、国よりの補助金と金融公庫からの借入金で、卵を洗って、大きさ別にパック詰めする機械を導入予定。全農たまご株式会社に 20t 出荷する予定だそうです。被害防除対策は、隣接地との境界の確認はとれており、雨水、処理水とも南側 U 字溝から西へ流す予定。照明、フェンス等はつけず、西と南側に残る農地も花などを植え、きちんと管理するとのこと。調査班としては必要性、計画性が確認でき、被害防除対策もとられていることから、許可相当と判断しました。

議 長 以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりました。皆さんからの、ご意見、ご質問ございましたらお願いします。

6 番委員 はい、6 番。

議 長 はい、6 番どうぞ。

6 番委員 整理番号 1 番の是正のための始末書を添付しての申請についてですが、この方、職業を見ますと、無職となっています。開発協議は大丈夫なのでしょうか。同じような案件で、5 条の 1 番、3 番に同じように始末書をつけて申請されているものがあるのですが、こちらは譲受人が農業者になっています。このあたりを確認したいので、教えてください。

井上主任 こちらの案件については、庭用地ということで、宅地と庭用地の間にフェンスあり、行き来できないかたちになっています。そういったことから開発協議不要の案件です。別用地というかたちで、特に開発はிரらない案件であります。

6 番委員 分りました。

議 長 その他、ございませんか。

1 9 番委員 はい、1 9 番。

議 長 1 9 番、どうぞ。

1 9 番委員 整理番号 3 番についてお尋ねします。ここにおよそ 5 億 4, 000 万円の補助金が出ていますが、どのような補助金なのか教えていただきたいのですが。

井上主任 こちらは国の補助事業になります。令和 2 年度の前橋市畜産競争力強化対策補助整備事業という内容です。

1 9 番委員 それは、例えば、事業資金の 3 分の 1 とかそういう補助金ですか。

井上主任 2 分の 1 です。

1 9 番委員 2 分の 1 出るのですか。良いですね。分かりました。

議 長 他、ございますか。

なければ、一つだけ教えてもらって良いですか。やはり、整理番号 3 番なのですが、5, 447㎡のうちの 4, 977㎡ということで、他の 470㎡余の用途が分からないのですが、これはどのようなことですか。

井上主任 残地については、調査班長から報告があったとおり、ヒマワリなどの花を植えたりして、農地として使っていきます。

議 長 庭ではなくてですか。

井上主任 庭ではないです。記載のとおり、この農地が田んぼなので、田んぼの傾斜の部分が残っているかたちでして、特に野菜が作れるような場所ではなくて、花を植える程度のことしかできないような場所になります。

議 長 田んぼの中に建物が建ちますが、地元は大丈夫ですか。農業用施設ですし、補助金も決まっていますしね。この農地を取得したのは何年か前のようです。

6 番委員 はい、いいですか。6 番。

議 長 はい。

6 番委員 この図面を見ていて、今、気が付いたのですが、48 ページを見ていただきたい。48 ページに書いてある図面を見ると、下の方に点線が入っています。また、右の方にも点線が入っています。この部分が抜けて、内何㎡という扱いになっているのだと思います。51 ページを見ていただきたい。航空写真です。51 ページを見ると、筆ごとに田んぼが 2

枚あって、おそらく現地は段差があって、上の田んぼ、下の田んぼとなっているのだと思います。49ページを見ていただくと、建物がまたがるような形で計画されているので、おそらく2枚の田んぼを均して1枚にするので、周りの道路との関係、あるいは下の田んぼとの関係で、法面ができて、使えなくなってくところが、抜けているのではないかと思います。これはやむを得ないのかな、と。あえてここは意図的に抜いたというよりも使えなくなってしまう土地、調査班の方が聞いたように、周りの方に迷惑にならないように、また景観上、良くするために植栽をして有効利用を図りたい、ということではないかと思えます。これは図面を見ての推測です。

議 長 　とりあえず、採決ということによろしいですか。それでは整理番号1番から4番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙 手)

議 長 　全員賛成でありますので、議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から4番までを許可とすることに決定いたします。

　なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

　次に、議案第29号 農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番から3番までの審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。

井上主任 議 長 ◇(議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的等を朗読、説明)

　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問ございましたらお願いします。

◇(意見、質問等なし)

議 長 　本来、質問してはいけないのでしょうか、質問させてください。整理番号2番。当初計画者の住所が変わっているのですが、これは何か意味があるのでしょうか。それとも、住所を変えなくてはならないようなことで、変えたのでしょうか。

井上主任 　整理番号2番については、当初の許可が平成3年でありまして、年数も経ってしまして、その当時と本店の所在が移転したというかたちになります。

議 長 　他にございますか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から3番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙 手)

議 長 　全員賛成でありますので、議案第29号 農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可については、整理番号1番から3番を承認とすることに決定いたします。

　次に、議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について審議に入りますが、整理番号1番については、申請関係者に議席番号8番委員が該当しますので、8番委員の退室をお願いいたします。

(※8番委員、退室)

議 長 　それでは始めに、整理番号1番について、事務局の説明をお願いします。

井上主任 議 長 ◇(議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的、備考等を朗読、説明)

　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問ございましたら、お願いします。

◇(意見、質問等なし)

議 長 　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を保留とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙 手)

議 長 　全員賛成でありますので、議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番を保留とすることに決定いたします。

　それでは、議席番号8番委員の入室を許可します。

(※8番委員、入室)

議長 続きまして、整理番号8番については、申請関係者に議席番号12番委員が該当しますので、12番委員の退室をお願いします。  
(※12番委員、退室)

議長 井上主任 それでは、整理番号8番について、事務局の説明をお願いします。  
◇(議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的等を朗読、説明)  
以上、整理番号8番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 以上で事務局の説明は終わりました。皆さんからの、ご意見、ご質問ございましたら、お願いします。  
◇(意見、質問等なし)

議長 ないようですので、採決したいと思います。整理番号8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
◇(挙手)

議長 全員賛成でありますので、議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号8番を許可とすることに決定いたします。  
それでは、議席番号12番委員の入室を許可します。  
(※12番委員、入室)

議長 引き続き、議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について、先の整理番号1番と8番の審議済案件を除き、整理番号2番から7番、9番から36番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

井上主任 ◇(議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的、備考等を朗読、説明)  
以上、整理番号2番から7番、9番から34番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 なお、整理番号12番、28番及び29番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

14番委員 (2班班長) 整理番号5条の12番。現地案内図53ページから60ページをご覧ください。申請地は、県立前橋南高校から西南西約900mに位置する小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には、譲受人と代理人の方が来られました。会社は前橋、太田で運送業を行っています。トラック40台ほど所有し、前橋事業所には従業員26名が働いています。年間売上は2億5,000万円ほど。駐車スペースがほとんどなく、平成21年頃より空き地となっていた申請地を借りて利用しています。今後も駐車場として利用したく是正申請すること。現状のまま使用し、申請地の間にある公道も了解しており、境をきちんとすること。川沿いで段差があり危険なので、部外者が入らない対策をとることでもあります。調査班としては、必要性、実効性が確認できたことから、許可相当としました。  
続きまして、整理番号5条の28番、29番。現地案内図61ページから69ページをご覧ください。申請地は東大室町の城南工業団地の北約150mで、南は国道50号線と西は一般県道苗ヶ島・飯土井線、北側は宅地、東は市道に囲まれた小集団農地の第2種農地です。面接には譲受人を含め関係者4名の方が来られました。申請地は国道50号線沿いにあり、ロードサイド型店舗として十分な駐車スペースを有し、堅調な店舗経営が見込めることから、休憩、飲食等の提供による地域貢献、ならびに災害時にも対応するべく事業拡大をしたく申請することです。雇人数は20人ほどで、一日当たりの見込み来客数は平均1,000人、営業時間は24時間365日です。50号道路と同じ高さに盛土し、安全柵は1.2mのものを設置。雨水は敷地内浸透、南側の歩道の下にある水路はボックス・カルバートを入れます。周辺の農地、農作物にも充分、配慮することでもあります。調査班としては、必要性、計画性が確認できたことから、許可相当としました。

議長 以上で事務局の説明、調査班長の報告は終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ござい

- ましたら、お願いいたします。
- 6 番委員  
議 長  
6 番委員  
1 4 番委員  
(2 班班長)  
井上主任  
議 長  
6 番委員
- はい、6 番。
- はい、6 番どうぞ。
- 現地面接調査案内図 5 8 ページを見ていただきたいと思います。こちらの運送会社は車を置くためのスペースとして使っているのですが、実際、出入口はどちらになるのかは分かるのでしょうか。次の 5 9 ページの航空写真を見ると、道路のところに木がたくさん生えていて、通れない感じですね。この航空写真にも車がたくさん写っていますので、近隣に対する安全確保とか、そういった面から、分かったら教えていただきたいのですが。
- 出入りは 5 8 ページの図からいきますと、右下の従業員駐車場と書いてある辺りから、本線に出ている状態です。調査班が行った時にも、地元の農業委員の方も、こんなところに入って行く道があるのか、というようなどころではありました。会社の方は境界は一応、了承は得ているようですが、前橋市に認定されている大きな木もいろいろ生えています。その時もトラックも置いてありました。
- 今、聞いたのは、今回、申請があった他にまだ別な土地を通っているのかな、と思ったからです。そういった土地について、雑種地とか農地法に関係ない土地であれば良いのですが、もし、農地を通して出入りしているのであれば、一緒に申請しなければいけないのではないのかと思ったのです。
- 雑種地と言いますか、この図を見てもお分かりになるかと思いますが、公衆用道路が通っています。見たところ、現地では、どこが公衆用道路か分からなかったのですが、会社の方もそれは承知しているので、この道路にトラックを置かないということは、了解していただきました。ずっと平成 2 1 年から駐車場として利用しているので、バラスを敷いてありましたし、図面では分からないかもしれませんが、トラックと道路の間は人が入ったりするスペースはないと思いました。そして、北側には段差があり、そのまま北側には抜けられません。
- 今のお話で、6 0 ページの写真を見ると、上の写真、下の写真、どちらも同じですが、トラックの運転席の前の方、ここがおそらく道路になっているところだと思うのですが、一体的に、今のお話のようにバラスで、ぬからないように処理がしてある所に車が置いてある。この状態で道路には置かないと。何か印とかそういうのはどうなのでしょう。
- 線引きをして、ということですか。
- 何らかの道路との境を。
- そこまでは確認をしなかったのですが。
- 公図が付いているのですが、現地に行ってみると、北側はそれなりに道路なのかな、というかたちで空いています。砂利が敷いてあるところは、特に一体になっていまして、境界が一見すると分からないかたちになっています。写真で見ると、確かに道路を避けて置いているように見えますが、実態とすると一体になっているようなかたちで、特に道路で空いているというかたちではないような状況です。
- よろしいですか。この 1 2 番については違反転用で是正指導した農地です。公衆道路が図面上ありますが、北側へは抜けられません。出入口については、手前の雑種地の方から、5 8 ページの図の通路と書いてある辺りから入って行くというかたちをとっているようです。筆が本当に細かくて、どこからどこまでか、とはっきり分からないですね。この奥にも、また細かい所有地があります。これについては、何とか一緒に是正してくださいということで、打診したのですが、駄目で、そのまま農地に戻すという話でした。いずれにしても、どこがどうやっても使い勝手の悪い土地です。すぐこの下が、流れから少し離れていますが、利根川の河川敷で、何も利用できないような、開発できないような所です。
- 議案書を郵送で、先に見させていただいて思ったのが、是正のための申請で、今回、会社組織だということで、始末書が付いているので良いのだ、というのは、心情的に非常に不満があるなというところがありました。会社として、先ほど 2 億 5, 0 0 0 万円の売上があるという

お話でしたが、これからも、もっと発展して市に貢献していただけるような会社になってもらいたいと思います。そういうためにも、もし、会社の中で他の箇所、他法令であっても抵触するところがあり、是正ができるのであれば、していただければ非常に良いな、と。これは私の考えです。条件ではありません。

18番委員  
井上主任

すみません、18番です。整理番号5番の土地ですが、この土地は除外が必要な土地ですか。整理番号5番は除外が不要な所です。農振計画の設定のときから白地であったと。農振計画の青地から外れていたということ。

18番委員  
井上主任

1種農地と言っても、特別、もともと除外が必要ないところだったわけですか。1種農地でこういう例をあまり見たことがなかったので、質問したのですが。

荒子地区の方はご存知かと思いますが、場所は荒子農協の西側です。農振の計画の設定のときから白地であったということです。ただ、周辺の農地が10ha以上ある場所なので、1種農地で不許可の例外で、集落に接続しているところであれば、住宅なら建てられるということ。

18番委員  
議長

ありがとうございました。

他、ございますか。

17番委員  
議長

はい、17番。

17番、どうぞ。

17番委員  
井上主任

整理番号26番。こちらは農地法の規定による許可後の計画変更申請があつて、農地法5条の許可を受けないと、事業が成り立たないのですか。

今回の議案でも計画変更が3件ありました。そういった案件でも17番委員のお話のとおり、計画が承認にならないと、5条の審査に入れません。この議案の順番もそのように議案の番号順に、元の計画を変えて良いですか、悪いですか、と。良いですよ、となって初めて5条の申請に入っていけるというかたちになります。

17番委員  
井上主任

先ほど、質問が出たと思いますが、一遍に承認してしまおう、という考えですか。前の計画変更のとき、何か土地転がしのようだと言ったような記憶があります。

計画変更が申請に出て来ると、当然、以前の計画を変えますよ、と。新たに計画が出て来たら、今度は5条の申請と同時進行になります。計画変更の場合は、必ず4条ですとか、5条の申請が合わせて出て来るような内容になります。整理番号26番の案件は、土地転がしではないかという話がありましたが、場所は都市計画区域用途地域の中の土地で、土地分譲ができるような場所になります。錯誤があるかもしれませんが、以前、出ている場所とは近いですが、違うところですね。

17番委員  
議長

分かりました。

それでは、よろしいですか。他になければ採決したいと思います。整理番号35番、36番は3条申請と関連がありますので、この後に3条申請と一括して審議を行うこととします。整理番号3番を保留とし、整理番号2番、4番から7番、9番から34番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号35番、36番は3条申請と関連があるため、この後に、3条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号3番を保留とし、整理番号2番、4番から7番、9番から34番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

それでは、審議を保留にしました農地法第3条の整理番号5番から7番、農地法第5条の整理番号35番、36番の審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。

佐藤副主幹

◇(議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明)

以上、整理番号5番の申請については農地法第3条第1項の不許可の条件には該当しない

ため、許可条件の全てを満たしております。また整理番号6番、7番について、事務処理基準に基づく許可基準を満たしておりますので、ご報告いたします。

井上主任

◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的等を朗読、説明）

以上、整理番号35番、36番については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

なお、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いいたします。

14番委員  
(2班班長)

それでは、整理番号3条の5番、6番、7番、5条の35番、36番、現地案内図70ページから100ページをご覧ください。申請地は前橋市大室公園から北東約800mに位置する農用地区域内農地です。面接には営農する本人が見えました。この方は代理人も兼ねています。休耕地である当地に、工作上、関係のあるA社、B社が営農型太陽光を設置し、下部の農地でネギを作付けするとのこと。ネギ作りの経験があるということで、ネギにしたそうです。営農型の条件として、8割の収穫量の確保もできるということ。他の施設での問題も特になく、新里山上に作業小屋があり、通作時間は20分ほど。ネギ関連の機械も所有しております。出荷先はJAで、今後は法人化も視野にいれているとのこと。調査班としては、本人の意欲もあり、将来の農業の確実性、実効性も認められましたので、許可相当としました。

議長

以上で事務局の説明、それから調査班長の報告は終わりました。皆さんからの、ご意見、ご質問ございましたら、お願いします。

18番委員

すみません。いきなりですが、暫時休憩をお願いします。

議長

暫時休憩ということで、お願いします。

(※休憩)

議長

再開します。採決をしたいと思えます。

農地法第3条の整理番号5番から7番、農地法第5条の整理番号35番、36番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長

賛成多数でありますので、農地法第3条の整理番号5番から7番、農地法第5条の整理番号35番、36番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第31号 競売農地の買受適格証明願い 耕作目的について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。

佐藤副主幹

◇（議案書・順次、整理番号、裁判所名、競売期日等を朗読、説明）

本件について、願出人がすでに所有している経営農地の実情を調査した結果、願出にかかる農地の所有権を取得する者、また、その世帯員がすでに所有している農地の全てについて、耕作を行っているということは確認できず、適格であると認められなかったことをご報告いたします。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

事務局からの説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたらお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議長

ないようですので、採決をしたいと思えます。整理番号1番を不適格とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長

全員賛成でありますので、議案第31号 競売農地の買受適格証明願い 耕作目的について、整理番号1番を不適格とすることに決定いたします。

次に、議案第32号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。

森田主事

◇（別紙資料朗読、説明）

議長

以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問ございましたら、お願いします。

◇（意見・質問等なし）

議 長

なければ採決したいと思います。議案第32号について、原案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第32号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。

次に、23ページ以降の報告事項ですが、報告事項(1)から(4)までの内容は、

- |                              |     |
|------------------------------|-----|
| (1) 法第4条の届出書の受理状況            | 7件  |
| (2) 法第5条の届出書の受理状況            | 29件 |
| (3) 法第18条第6項の規定による通知書の交付状況   | 33件 |
| (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認件数 | 2件  |

報告事項(5)は、4月総会において許可とした法第5条の農地転用4件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

(閉会 午後3時31分)

